

天理市みんなの学校プロジェクトの推進に関する条例（案）逐条解説

（目的）

第1条 この条例は、少子化の進展や人々の価値観等の多様化により地域におけるつながりが希薄化する社会の中で、学校を教育と地域活動が融合する拠点とし、地域とともに子どもたちを育む仕組みを構築するため、基本理念並びに市、天理市教育委員会、学校運営協議会、学校、地域及び家庭の責務等を明らかにするとともに、公共施設の将来的なあり方を見据え、学校三部制を活用しながら学校を地域連携型学校として子どもたちを地域で育て支え合い、多世代間の新たな交流を生み出す取組（以下「みんなの学校プロジェクト」という。）を推進し、もって子どもから高齢者までが生きがいを持って暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、条例の目的を明らかにしたものであり、条例解釈の指針となるものです。

人口減少や少子化、また、近年の人々の価値観や生活形態の多様化により現代社会では地域のつながりが希薄化している中で、子どもたちの学びの場である学校の在り方についても、公共施設の将来的なあり方を見据えながら見つめ直す必要があります。

そこで、本条の中で「みんなの学校プロジェクト」を「公共施設の将来的なあり方を見据え、学校三部制を活用しながら学校を地域連携型学校として子どもたちを地域で育て支え合い、多世代間の新たな交流を生み出す取組」と定義します。

学校三部制を活用しながら学校を地域連携型学校とすることは、地域とともに子どもたちを育てきた本市の特性をより一層活用することで、更なる子どもたちの健やかな成長と地域の活性化につながると考え、学校をできる限り統廃合することなく、学校を教育と地域活動が融合する拠点とします。そのような拠点で地域住民があらゆる世代と交流を深めることは、子どもたちに他者を思いやる気持ちや、自尊感情、郷土への愛を育む心を身に付ける礎となること

が期待され、また、高齢者を含む大人たちもこどもとの交流の中で生きがいを持って暮らすことができる社会を目指すことが本条例の制定目的です。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 天理市立小学校、中学校、幼稚園設置条例（昭和39年3月天理市条例第15号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。
- (2) 地域連携型学校 学校教育に加えて、これと連携した社会体育、生涯学習、社会教育等の活動の主体となる機能を有した学校をいう。
- (3) 学校三部制 学校又は地域による学校施設の活用方法を三部構成としたものであって、学校教育の活動を第一部、こどもに関わる課外活動を第二部、これら以外の地域活動を第三部として規則で定めるものをいう。
- (4) 学校運営協議会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき天理市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する学校運営協議会をいう。

【解説】

この条例で使われる言葉のうち、条例における用語の意義を定めています。

「学校」は天理市にある学校すべてではなく、私立学校や県立高校や養護学校を除く市立の小学校及び中学校を指すということを明らかにするために定義しています。

(基本理念)

第3条 みんなの学校プロジェクトは、こどもたちの最善の利益を考慮し、かつ、その健やかで幸せな成長を実現できる地域とともにある学校づくりを進めることを基本理念として推進されなければならない。

【解説】

本条は、第1条の「学校を教育と地域活動が融合する拠点とし、地域とともに子どもたちを育む仕組みを構築するため」の基本理念について具体的に示したものです。

こどもまんなかの視点に立ち、こどものために活動することこそがみんなの学校プロジェクトを推進し、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちを育むことにおいて、根本的な考えであることを規定したものです。

基本理念は、市及び教育委員会、学校運営協議会、学校、地域及び家庭というすべての主体がみんなの学校プロジェクトを推進するにあたって、活動する際の共通認識として定めるものです。

(市及び教育委員会の責務)

第4条 市及び教育委員会は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、こどもから高齢者までが地域で安心して暮らせる環境づくりにつながる施策を推進するものとする。

2 市及び教育委員会は、教育と地域活動が融合する拠点となる地域連携型学校の整備及びその維持に努めなければならない。

【解説】

第3条で定める基本理念にのっとり、第1条で定める目的を実現するために、市及び教育委員会、学校運営協議会、学校、地域及び家庭というすべての主体による取り組みが不可欠となることから、本条から第6条においてそれぞれが果たすべき責務又は役割を規定したものです。

本条は、こどもから高齢者までが地域で安心して暮らせる環境づくりにつながる施策を推進するとの市及び教育委員会としての考え方を明らかにしたものです。

第2項では、市及び教育委員会は地域連携型学校の整備及びその維持に努める責務を規定しています。

(学校運営協議会の責務)

第5条 学校運営協議会は、基本理念にのっとり、みんなの学校プロジェクトへの積極的な支援及び協力を行うものとする。

【解説】

本条は、学校運営協議会としても、みんなの学校プロジェクトへの積極的な支援及び協力をすることを規定したものです。

学校運営協議会では、市としての方針に基づいて校長が作成する学校運営に関する基本的な方針の承認を通じ、育てたいこども像や目指す学校像に関する学校運営のビジョンを共有することで、校長を支え、学校を応援する役割を担っていることから、特に学校、地域及び家庭とは異なる責務を規定したものです。

(学校、地域及び家庭の役割)

第6条 学校、地域及び家庭は、基本理念にのっとり、協働して、こどもたちが安心できる居場所づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 学校、地域及び家庭は、市及び教育委員会が推進するみんなの学校プロジェクトに積極的に参画及び協力するよう努めるものとする。

【解説】

みんなの学校プロジェクトは、市及び教育委員会という行政だけではなく、学校、地域及び家庭においても、こどもまんなかの精神でこどもの最善の利益を考慮しなければ実現を望めないものであることから、その役割として、協働して、こどもたちが安心できる居場所づくりに取り組み、みんなの学校プロジェクトに積極的に参画及び協力するよう努めるものとすることを規定したものです。

(みんなの学校プロジェクトの推進に関する施策等)

第7条 市及び教育委員会は、次に掲げるみんなの学校プロジェクトの推進に関する施策を実施するものとする。

- (1) 学校が教育と地域活動が融合する拠点となるよう、学校三部制の推進及び活用に係る啓発活動等を行うこと。
- (2) 人口減少及び公共施設の老朽化等の課題を踏まえつつ、計画的に地域連携型学校の整備を図ること。
- (3) こどもたちの経験及び知識の充実を図るため、多種多様な学びの機会を提供すること。
- (4) その他みんなの学校プロジェクトの推進に関すること。

2 みんなの学校プロジェクトにおける学校施設の管理については、学校三部制における学校教育の活動に係る部分を除いては、教育委員会が責任主体となって行うものとする。

【解説】

本条例は今後学校の建替えを進めていく上での指針となります。

学校三部制を活用しながら公共施設の将来的なあり方を見据えた上で、本条例は、地域連携型学校のソフト面及びハード面の両方の整備など、みんなの学校プロジェクトを推進する上で必要と考える市及び教育委員会の施策について規定したものです。

第2項では、学校施設の管理については、学校三部制における第一部の学校教育の活動に係る部分を除いては、教育委員会が責任主体となって行うものとしています。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき制定している天理市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年4月天理市教育委員会規則第2号）第23条で示していることにあわせ、学校教育以外のみんなの学校プロジェクトにおける学校施設の運営・運用について教育委員会が主体となることを明記したものです。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しています。本条例の施行に伴い、必要に応じて規則を制定改廃することがあります。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

本附則は当該条例の施行期日を定めたものです。